

# 教育厚生委員会会議録

日 時 平成31年3月11日(月) 開会時間 午後 1時05分  
閉会時間 午後 3時30分

場 所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 桜本 広樹  
副委員長 清水 喜美男  
委 員 中村 正則 望月 勝 杉山 肇 猪股 尚彦  
早川 浩 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

福祉保健部次長 中澤 和樹 福祉保健部次長 依田 誠二  
福祉保健総務課長 小野真奈美 健康長寿推進課長 佐野 俊一  
国保援護課長 土屋 淳 子育て支援課長 下條 勝  
子どもの心のケア総合拠点整備室長 土屋 嘉仁 障害福祉課長 小澤 清孝  
医務課長 井上 弘之 衛生薬務課長 大澤 浩 健康増進課長 下川 和夫

議題 (付託案件)

(平成31年度関係)

- 第10号 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例中改正の件
- 第17号 山梨県衛生環境研究所手数料条例等中改正の件
- 第26号 平成31年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの
- 第29号 平成31年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第38号 平成31年度山梨県国民健康保険特別会計予算

請願第30-6号 身体障害者手帳の様式の変更に関することについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
また、請願第30-6号については、採否留保すべきものと決定した。

審査の概要 午後1時05分から午後3時30分(途中、午後2時47分から午後3時まで休憩をはさんだ)まで福祉保健部関係の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部関係

※第10号 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例中改正の件

質疑

望月（勝）委員 今、説明いただきました山梨県立育精福祉センターの関係で、2020年の4月から成人寮と一体化して指定管理者制度にしていくということでございますが、その点について何点かお伺いします。

まず、この山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例中改正の件について、その状況の中で、知的障害のある人が入所しておるわけですが、具体的にはどのような支援を行っているのか、そういう状況の内容をちょっと教えてもらいたいのですが。

小澤障害福祉課長 育精福祉センターにつきましては、18歳以上の知的障害のある方が入所いたします成人寮と、18歳未満の知的障害のある子供が入所する児童寮、この2つがございます。まず、成人寮につきましては、障害者総合支援法に基づきまして、入所者に対しまして日常生活におけます食事や入浴、排泄等の介護など、さまざまな支援を行っているところでございます。また、児童寮につきましては、児童福祉法に基づきまして、知的障害のある子供に対して日常生活の指導や自立に必要な知識、技能などの習得など、さまざまな支援を行っているところでございます。特に児童寮につきましては、家庭の事情などを理由に保護された重い知的障害のある子供を受け入れる県内唯一の施設となっているところでございます。

望月（勝）委員 今の説明で、成人寮のほうは18歳以上の方を入居させて指導して面倒を見ているということでございますが、成人寮に対しては既に指定管理者制度を導入しているわけでございますけれども、その点の成果といいますか、そういう状況をちょっと教えてもらいたいのですが。

小澤障害福祉課長 成人寮につきましては平成25年4月から指定管理者制度に移行をしているところでございます。5年が経過をしたところでございますけれども、この間、指定管理者によりまして、直接支援をしますスタッフの増員など、入所者の状況に応じまして迅速かつ柔軟に対応することが可能となっております、きめ細かな支援が行われるようになったところでございます。また、こうした指定管理者の対応につきまして、家族会の皆様からも高い御評価をいただいているところでございます。

望月（勝）委員 今の説明で、指定管理者を導入して非常に効果が出たということの御意見をいただいているということでございますが、児童寮へこれから指定管理者制度を導入した場合に、成人寮と一体化していくということでございますが、その点についての課題等がありますか。また、期待される効果等を教えてもらいたいのですが。

小澤障害福祉課長 児童寮に指定管理者制度を導入するに当たりまして、まず、入所している子供たちが親亡き後も生涯にわたって安心して生活ができる環境を整えていく必要がございます。それには相談や居住、就労など、複合的な支援を充実させていくという課題がございます。加えまして、児童福祉法の改正によりまして2021年4月以降、いわゆる33年問題と言われているものでございますが、18歳以上の入所者につきましては障害者施設、もしくはグループホームなどに移行しなければならないという状況もございます。このような課題に対応するために、相談支援、また、居住系のサービスなど、多様な支援ができる社会福祉法人等が児童寮を運営することでグループホーム等への円滑な移行をはじめ、一人一人の状況に合わせたきめ細かな対応が可能になると考えているところでございます。

討論 なし

採決 全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第17号 山梨県衛生環境研究所手数料条例等中改正の件**

質疑 なし

討論

小越委員 消費税増税に伴いまして県民に負担を押しつけるものであり、私は反対いたします。

採決 採択の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第26号 平成31年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの**

質疑

(保育人材確保・定着促進事業費について)

杉山委員 2点お聞きしたい。まず、福の33ページの一番下の保育人材確保・定着促進事業費というところなのですが、御案内のように第2子以降、第3子、3歳児未満の保育料無料化とか、また、この秋からですか、国が実施する幼児教育の無料化ということも始まるようで、そうすると本当に利用者がふえるということが予想されるのですけれども、そういう中で保育士の確保というのは喫緊の課題だと思うのですが、そういう中で、現在、県内に保育士養成学校があると思うのですが、そういったところの卒業生がどういう就職状況なのかお聞きしたいと思います。

下條子育て支援課長 保育士養成校の就職状況についての御質問でございますけれども、平成25年度から平成29年度までの過去5年間の保育所等への就業率は約6割となっております。そのうち県内への就業率は約7割となっておりますのでございます。

杉山委員 7割が高いのか低いのかちょっとわからないのですが、いずれにしても保育士が足りないというのは全国的な状況なのかなと思うのですが、そういう中で、県も保育士の確保についてはいろいろ施策をしてきているのだと思いますが、具体的にどういった施策をされているのか、また、その実績といいますか、効果といいますか、そんなものは今、どういう状況なのか教えていただきたい。

下條子育て支援課長 県内養成校の学生に対しましては、保育所見学バスツアーであるとか就職応援フェアというものを平成28年から実施しているところでございます。まず、見学バスツアーの参加者ですが、平成28年度は33人、平成29年度は43人でございましたが、本年度は実施日をふやすことで参加しやすくなったことから94人となりました。

次に、就職応援フェアの参加者についてですが、平成28年度と平成29年度は9月に実施し、約100人が参加したところでございます。本年度は就職や実習の参考とするため、時期を早めてほしいという要望がございましたので、それに応えまして7月に実施したところ、参加者は145人となったところでございます。参加者からは、改めて子供とかかわる仕事につきたいと思

った、もっと頑張ろうと思ったなどの声が寄せられておりまして、学生への保育現場への就業意欲を高めたものと考えているところでございます。

杉山委員　　そういった事業をされて、それなりに効果が上がっているのだと思います。そういう中で、次のページの保育士の処遇の改善の事業だとか、そういうこともあわせてやられている中で、また今年改めて協議会の設置だとか、保育所等見学会という、また新しいことを始めるのですけれども、当然、今までやってきた施策だけでは不十分だということでもいろいろ新しいこともされて、さらに確保しようということだと思のですが、この今回新しく始める事業についての見込みといますか、その辺のことを教えていただきたいと思います。

下條子育て支援課長　保育士の確保、定着をさらに促進するため、養成校であるとか保育団体、それから行政機関等で構成する協議会を新たに設置いたしまして、就職を促進するためのさまざまな事業を実施することとしております。保育所等見学会につきましては、これまで県内養成校の学生を対象として実施してまいりましたけれども、これに加えまして明年度におきましては県外養成校の学生を対象とした見学バスツアーも実施することといたしました。

また、山梨の保育所等をPRする冊子を作成しまして、やまなし暮らし支援センターや県外養成校で配布するなど、本県の保育環境や自然環境のすばらしさを発信し、県外の学生に対しまして県内保育所等への就業を促進していきたいと考えているところでございます。

杉山委員　　例えば隣の東京都なんかは給料も高いということで、どうしてもそっちに流れるということもままありますので、さっきおっしゃったように、やっぱりこの山梨で子育てをするという仕事につくということの魅力をさらに発信をして、保育士確保に努めていただきたいと思います。

(子ども心のケア総合拠点整備事業費について)

もう1点なのですが、福の46ページの子どもの心のケア総合拠点ということで今度整備をされるのですが、その中に中央児童相談所もそこに入るということになるわけですけれども、御案内のようにそういう児童相談所というのは大変重要な施設となっているのですが、この新しい総合拠点に中央児童相談所が入るということで、プラスというものがあるのでしょうか。

土屋子どもの心のケア総合拠点整備室長　お答えいたします。拠点については4つの施設が入りますけれども、そのうちの1つが中央児童相談所ということになります。中央児童相談所につきましては、増加する相談ですとか、あるいは一時保護所の定員の不足ということが非常に課題になっておりましたので、今回も相談室を3室から5室にふやすというようなことと、あと、一時保護所の定員につきましても、12人から16人に定員をふやすなどの整備を行います。また、居室については、個室化により機能の強化、拡充を図るという計画となっております。

杉山委員　　いずれにしてもそういう新しい施設ができたことによって、そういったもろもろの中央児童相談所の機能もより拡充できたということだと思います。

もう1点、その中に児童心理治療施設という、これはその家庭の事情で虐待だとかそういった被害を受けた子供たちが治療を受ける施設ということだと承知をしているのですが、これもこの拠点に入ることによって、いろいろな効果があるのだと思いますが、その辺をお聞きしたいと思います。

土屋子どもの心のケア総合拠点整備室長　お答えいたします。他県の状況を見ても、児童心理治療施設に入所するお子さんの七、八割が虐待を受けた経験があるという状況になっているようです。児童心理治療施設につきましては、役割として第一に重要なことが安心して生活ができる場を確保することと、あと、安心して生活があった上で専門的な心理治療や生活の指導、また、必要に応じて薬物治療、薬物療法なども行うということになっております。こういったお子さんが入所して、社会生活に適応するために必要な支援を行うことが児童心理治療施設の役割としては重要になりますし、また、総合拠点にこの施設ができることによって、こころの発達総合支援センター

ですとか中央児童相談所といったところと密接に連携しながら、相談時から入所、治療、退所後といったような一貫した支援が行える体制が整備できると考えております。

杉山委員 いずれにしても中央児童相談所もこの治療施設も本当に今、社会的に大変重要な施設ということになっております。せっかくこういう施設ができるわけですから、子供たちといいますか、そういう方たちの立場に立って施設がこれから有効に機能するようにぜひお願いをいたします。

(中部ブロックDMAT実動訓練事業費について)

猪股委員 当初予算の課別説明書の福の69ページです。中部ブロックDMAT実動訓練事業費は大規模災害を想定した各県の災害派遣医療チームの実践的訓練を合同で開始するという事業であるということをおっしゃっていただきましたが、これに関して何点かお伺いします。

まず、近年、日本各地で毎年のように大きな災害が発生しています。本県でも南海トラフ地震などによる大規模災害が懸念されている中、いざというときの災害の備えは非常に重要であります。そこで、この中部ブロックDMAT実動訓練の目的と具体的な内容はどんなものか、その辺をお伺いします。

井上医務課長 この訓練は中部ブロックのDMAT隊員の技術の向上や連携等を図ることを目的としておりまして、毎年、中部ブロックに属する9県が持ち回りで行っている訓練でございます。9県のDMATのうち約100チーム、400人ほどが開催県で災害が起こったという想定で参集し、大規模な訓練を行うものでございます。

訓練内容につきましては、毎年、開催県で考案をしておりますが、一例といたしましては、参集訓練、それからDMATの調整本部や各地域での活動拠点の運営訓練、それから支援に入った病院でのトリアージ訓練、また、航空機による広域医療搬送訓練等を行っているところでございます。

猪股委員 本県ではどのような災害を想定して訓練をされるのか、その辺はいかがですか。

井上医務課長 詳細につきましては、現在、県内のDMATと検討を行っているところでございますけれども、大まかに、まず、糸魚川・静岡構造線の断層帯南部区域の活動によりまして、中北地域及び峡北地域で震度6強の地震が発生して大きな被害があったと想定し、中部ブロックのDMATに派遣要請を行うということが1点ございます。

もう1点が、その後、富士山においても火山性微動が増加し、噴火警報4が発表されたと想定する予定でございます。この噴火警報4というのは、警戒が必要な地域において要援護者の避難が必要となるレベルでございますので、富士北麓地域の病院等の避難のために県内に参集していたDMATに応援を要請するという二本立ての内容を考えているところでございます。

猪股委員 ただいまの答弁にもありましたけれども、富士山噴火を想定した訓練については、昨年11月にも県と富士北麓8市町村が合同で広域避難実動訓練が実施されているところですので、各県からDMATが集まるせっかくの機会でもありますので、この訓練と連携し、より充実した内容にすべきだと考えますが、その辺はいかがでしょうか。

井上医務課長 さまざまな訓練の機会を通じまして関係団体との連携体制を確認しておくということは、いざ災害が起きたときには非常に重要でございます。このため、御指摘いただきました富士北麓8市町村の合同訓練との連携につきましても、関係機関と調整をしまいたいと考えます。

(介護ロボット導入費補助金について)

望月(勝)委員 福の21ページの介護ロボット導入費補助金についてお伺いします。やはり介護人材不足というものを解消するためにいろいろな施設へ介護ロボットを導入している状況であると思っておりますが、その点について、この介護ロボットの現状とか、そういうものをお伺いしたいと思います。

佐野健康長寿推進課長 ただいまの質問にお答えいたします。介護ロボットの導入の状況でございますけれども、平成28年度から平成29年度にかけて42の施設で94台の介護ロボットが導入されたところでございまして、今年度は4施設で13台の介護ロボットの導入に補助を行うこととしておりまして、合計で46施設、107台の介護ロボットが導入されることとなります。

望月（勝）委員 これは1台の上限が約30万円ですか。この予算に出ていますけれども。これで見ると、今回の予算が大体300万円。そうすると上限30万円としても10施設ぐらいだと思うんですけど、今の状況でいきますと、この平成31年度は4施設で13台導入するというところでございまして、これはどのような機能を持った介護ロボットを導入していくのか。そしてまた、上限が高いのは30万円以上のものはあるのか。それともそれ以下のものもあって、平均して合計で300万円ということで補助していくのか、その辺を伺います。

佐野健康長寿推進課長 導入された効果ということだろうと思えますけれども、導入されました介護ロボットにつきましても、大きく2つございまして、一つはセンサーや端末機器などによりまして要介護者の状況を把握することができる見守り支援用の介護ロボットの導入、これが一番多くございました。次いで、介護者が装着して、移乗介助の際の腰の負担を軽減するなどの移乗介助用のロボットなどがございまして、ほぼこのどちらかの導入ということになっております。

導入効果については、1つ目の見守りの支援用のロボットについては、転倒や転落の減少、訪問する回数の削減や、見守り業務の効率化などが挙げられまして、もう一つの移乗介助用ロボットにつきましても、介護者の腰痛でありますとか身体的な負担の軽減ということでございます。

補助金の30万円につきましても、国のほうの基準が30万円ということでございまして、ロボットは非常に安いものから、100万円ぐらいするものがございまして、補助金につきましては国の限度額の30万円ということにさせていただいております。

望月（勝）委員 こういう人材確保のための、また、補助をするための介護ロボットの導入は当然必要と考えられますけれども、この場合に、平成31年度、300万円盛ってあるのですけれども、これによって、どのようにこういう施設の改善が図られていくのか、その点を伺います。

佐野健康長寿推進課長 平成31年度の当初予算につきましては対象機種をこれまでの17の機種から約50の機種に広げるといこと。それから、予算額を150万円から300万円ということで、2倍に拡大することによって導入を一層進めてまいりたいと考えておりまして、これは介護職員の負担軽減のためということで、介護ロボットの導入促進を図りまして、継続して就業できるための労働環境の改善というものを支援していきたいと考えております

（母子・父子自立支援員設置費について）

清水副委員長 福39ページの母子・父子自立支援員設置費、これに関して何点かお尋ねいたします。実は、私事なのですが、私も小学校3年のときに父親を亡くして、それから母子家庭という状態で社会の底辺で一生懸命生きてきたのですけれども、その間、いろいろな人とかいろいろな行政でいろいろな支援を受けて、ものすごくありがたかったんですね。ですから、この母子・父子自立支援というこの文言を見たときに、この激動の世の中で生きていく中で非常に大変な方が数多くいるのだらうと思うんですね。そういう人たちにも手厚い支援をぜひやっていただきたいなど、こんな思いを持ってこの項目を眺めていたのです。

それで、質問というのは、ここで言っている自立支援員とあるのですけれども、この人たちが何人いるのかということと、具体的にどういう仕事をされているのかということをお尋ねしたいと思います。

下條子育て支援課長 母子・父子自立支援員につきましては、県におきましては保健福祉事務所に9人配置しております。また、市におきましては15人配置されているところでございます。母子・父子自立支援員につきましてはひとり親の相談に応じまして、自立に必要な情報の提供や職業能力の向上、及び求職活動に関する支援などを行っているところでございます。

清水副委員長 今、県で9名というお話だったのですけれども、果たして9名で本当に行き渡るのかなと疑問に思うのですが、その辺は十分機能として果たされているのでしょうか。

下條子育て支援課長 平成29年度の相談実績ですけれども、県におきましては1,202件、市におきましては1,355件で、合計2,557件となっております。また、相談内容につきましては、県、市ともに福祉資金、児童扶養手当などの経済的支援に関するものが一番多くございました。次に、就職相談、住宅相談などの生活一般に関するものが続きました。また、その次が養育相談など、子供に関することとなっております。県、市とも数多くの相談を受けていることから、十分に役割を果たしているものと考えているところでございます。

清水副委員長 この母子福祉指導費をずっと見ていきますと、ひとり親家庭の補助金とか、補助先が県福祉協議会とか、県母子寡婦福祉連合会とかとあるのですが、そういう協議会でも同じ機能を持って仕事をやっていると思うのですが、そういうところと、ここで言う自立支援員と具体的に仕事はどういうふうに違うのでしょうか。

下條子育て支援課長 自立支援員におきましては、山梨県社会福祉協議会が行っております高等職業訓練促進給付金の利用を促していただくとか、また、母子寡婦福祉連合会が行う就職セミナーであるとか、技能習得講座を紹介しまして、ひとり親家庭の自立を促進しているところでございます。また、生活の支援が必要な場合におきましては、母子寡婦福祉連合会が行っております家庭生活支援員の派遣につなげるなど、両団体と連携して支援を実施しているところでございます。

清水副委員長 ありがとうございます。今、本当に核家族化というか、隣が誰だかわからないという世の中が非常に拡大していると。そういう中でこういう人たちが手を挙げて何とか支援を頼みますと言いつらい雰囲気があって、本当にそういう人たちに本来は必要な支援がきちんと届くのかどうかというのは私もすごく不安を持っているのです。ですから、この自立支援員というのはまさにそういうフットワークのいい人が地域をぐるぐる回って、そういう人たちを誰も取り残さないという前提で仕事をやっていただきたいなと思っていて、9人というのは余りにも少ないなと思っています。今のお話だとかなりその機能は満足されているということなのですが、今後はこの支援員の拡充みたいなものはどうお考えですか。

下條子育て支援課長 委員がおっしゃられたとおり、まず自立支援員を知っていただくというようなことが必要かと考えておりますので、「ひとり親家庭・寡婦のしおり」というようなものがございますので、それを周知に使っていくとともに、今年度作成しました、やまなし子どもサポート情報におきましてもひとり親家庭の自立支援員の周知をしているところでございます。また、今後におきましても市町村のホームページだとか子育てガイドブックなどのパンフレットを活用しまして周知を図っていきたくと考えているところでございます。

また、母子寡婦福祉資金の貸し付け時には訪問調査を実施するということになっておりますので、その場において生活状況を把握しまして今後の支援に活用していきたいと考えております。

(粒子線治療等検討事業費について)

小越委員 数点お伺いします。まず、福の73ページあたりの話ですけど、前年度の医務課のところには重粒子線の治療施設の検討研究会というものがあったのですが、今回入っていないのですが、それはもう新年度はやめたという理解でよろしいのでしょうか。

井上医務課長 重粒子線につきましては、全国の状況ですとか診療報酬改定がございましたので、それに伴います収支の検討等を現在しているところでございます。今回は骨格予算でございますので、肉づけの予算での対応となるかと思っておりますけれども、あくまで骨格予算でございますので、そういった政策的な部分については計上していないというものでございます。

小越委員 私は、これについては慎重に取り扱うべきだと思っております。建設ありきでやるのはいかなものかと思えます。

(リハビリテーション普及促進事業費及び看護師確保対策費について)

それから、福の25と福の77ページですけど、例えば福の77ページ、一日看護師体験事業費等ですけど、今回80万4,000円ですね。前年度は231万円あったのですが、少なくなっている。同時に、福の25ページ、高校生1日リハビリ体験、39万9,000円。前年度77万円あったのですが、どちらも約半分になっているのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

佐野健康長寿推進課長 ちょっと済みません、確認をさせていただきたいと思えます。

井上医務課長 昨年度は看護師確保対策のところに看護職員の受給計画の策定費用があったかと思えて、その部分が計上されているのかと思えます。これにつきましても、今回、骨格予算でございますので、政策的な部分は6月計上となります。

小越委員 一日看護師体験事業費等の中にそれが入っているのですか。一日看護師が80万4,000円ということで、たしか前年度は231万円あったのですが、一日看護師の事業は減らすのか、希望する子供が少ないのか、そこの数字があまりに前年度と変わっているのです、そこを教えてください。

井上医務課長 一日看護師事業については縮小の予定はございません。

小越委員 じゃあ、1日リハはまた後で教えてください。

(老人福祉施設整備費について)

それから、福の21ページです。老人福祉施設整備費があるのですが、地域密着型のところが今回計上されていないのですが、補正予算で地域密着型のところがたしかマイナスしていたような気がするのですが、来年度は地域密着型のところはどのように考えているのでしょうか。これも骨格予算だから次に出てくるのですか。

佐野健康長寿推進課長 やはりこれは骨格予算でございますので、政策的な話になりますので今後の検討ということになると思えます。

小越委員 ちなみに、今、特別養護老人ホームは、待機されていて入れない方はどのぐらいいらっしゃるのですか。

佐野健康長寿推進課長 要介護3から5の方につきましては、今、4,637人。昨年4月1日現在の数字でございます。

小越委員 要介護3から5の方が4,637人、そのうち在宅で待っている方というのはどのぐらいかわかりますか。

佐野健康長寿推進課長 このうち在宅で待っている方は、2,636人でございます。

小越委員 在宅で要介護3から5の方が2,600人も待っているということは、やっぱり施設整備を急がねばならないと思っております。骨格予算ではありますけれども、次の6月の補正予算のときには地域密着型も含めて施設整備を十分に検討して入れるべきだと思います。

(保育人材確保対策貸付事業費補助金及び民間保育士等処遇改善推進事業費について)



次に、福の34ページ。保育士さんの話です。先ほど杉山委員からもお話がありました保育士の人材確保についてです。保育人材確保対策貸付事業費補助金、153万円ですけど、前年度604万円でした。大幅に減っているんですけど、これはどうしてですか。

下條子育て支援課長 これは実績ベースによりまして算定し直したものでございまして、大幅に予算的には減っているところでございます。ただ、件数的には平成29年度におきましてもあわせて9件という実績がございますので、実績が減っているわけではございません。

小越委員 実績が減っていないのに大幅に減るといのはちょっと意味がわからないんですけど。実績が減ってなくてどうして予算が減るのですか。それとも補助率とかが減ることですか。実績が変わっていないのだったら予算も変わらないのではないですか。

下條子育て支援課長 この事業におきましては平成29年4月から実施したところでございまして、平成29年度については初めての事業、また平成30年度におきましては1年実施したところでしか実績がわかっておりませんでしたので、今回におきましては平成29年度からの実績をもとにして算定したところでございます。

小越委員 実績が予想よりも少ないのだと思うのです。9件しかないというのは、これは保育士人材の確保にならないと思うのです。潜在保育士さん、つまり保育士さんの資格を持っている、今までも保育士さんをやったことがある。だけど復職するのはちょっとどうかなというか、復職を考えられないという方がたくさんいると思うのですよね。

それに対してこの下に民間保育士の処遇改善というのがあるのですけれども、これも前年度の760万円に比べ310万円です。少ないのですけれども、保育士処遇改善について減っているのはなぜですか。

下條子育て支援課長 まず、先ほどの保育人材の貸付事業費なのですが、平成29年から平成30年9月までにおきましてはトータルで28件の貸付があるところでございます。それから、13番の処遇改善事業費についての予算の減におきましては、これはキャリアアップ研修の実施ということで予算を計上しているところでございますけれども、これにつきましては、平成28年度から実施しておりまして、過去に受けておらず残っている方や講座の開設数を勘案してこのような金額になったところでございます。

小越委員 今、実績が9件から28件に突然ふえるのですよね。これ、よく説明がわかりません。それで、キャリアアップ研修が残っている人の分だけだということは、これ以上、処遇改善は上に上がらないと思うのですよね。もうこれで打ちどめだと。今まで受けていない人がいるだけだからということになってしまいますと、民間保育士さんの処遇改善は今で終わり。これ以上、上がっていかないということでは、潜在保育士さんが復帰したいと思わないと思うのですよ。処遇改善をしていかないと。

(やまなし子育て応援事業費補助金について)

それで、左側のところですけども、福の33ページの10番、やまなし子育て応援事業費補助金、第2子以降の3歳未満児の保育料無料化ですけれども、これは前年度と比べて補助金の金額が若干ではありますが減っている。これから保育園を希望する人はふえていくと思うのですけれども、なぜ減っているのでしょうか。

下條子育て支援課長 第2子以降3歳未満児の保育料無料化という事業でございまして、これにおきましては平成28年度におきましては3,331人、平成29年度におきましては3,495人の方が無料化の対象となったところでございます。こうした実績、また、出生数、入所者数を踏まえたところでこの予算を計算しているところでございます。

小越委員            ということは、この第2子以降の対象となる子供たちの数が減るという意味ですか。保育料無償化に伴って、それで減るのですか。さっきは子供が3,300人から3,400人にふえると言っていましたけど、予算上は減っているというのは、子供の数が減るのですか。どうなのですか。

下條子育て支援課長   10月の国の保育料無償化に伴う事業とこの事業は重なっておりませんので、それとは切り離して考えてよろしいかと考えております。そしてまた、今、影響を受けている無償化の対象者はふえていますけれども、子供の出生数も5,705人から3,433人と減っておりますので、そういうところも加味したところでございます。

小越委員            子育て支援をしていると言いつつも、出生数が減っていると。それが第2子ですので、第1子は対象にならないですね。だから、第1子は産んだけれども、第2子どうしようかというお母さんやお父さんの気持ちがここにもあらわれているかなと思います。

(産休・育休明け保育推進事業費補助金について)

それから、福の36ページですけど、特別保育事業推進事業費、先ほど説明がありましたけれども、育休・産休明けの乳児を受け入れた場合に、保育園に補助を出すというのがありました。補正予算でこのところをマイナス996万円、今回マイナス補正しています。前年度に比べても若干減っているのは、先日やった補正予算のマイナス分を加味して実績でこの数字にしたということですか。

下條子育て支援課長   産休・育休明け保育推進事業費につきましては、現在、平成29年度におきましては9市4町におきまして1万2,000人強の方が対象となっております。平成31年度の予算におきましては1万6,000人ほどの方を対象と見込んでおりまして、その予算をつくったところでございます。

小越委員            1万2,000人が1万6,000人にふえるというのですけれども、予算が減っているのはなぜですか。ちょっとそこがわからないのですけど。

下條子育て支援課長   大変済みません。確認をさせていただきたいと思います。

小越委員            この育休・産休明け保育推進事業費ですけど、育休・産休明けに年度途中にお子さんを預けたいというときに、保育園がいっぱいで入れないということは非常にたくさん聞きます。4月ではなくて7月、9月、11月と行くにつれて、年度途中の産休・育休明けの後、保育士さんがいなくて入れないということがたくさんあります。ここを前年度のところも996万円、補正でマイナスしています。だけど現実には保育士さんがいなくて入れないというお子さんがたくさんいるのですよ。それは多分把握されていると思うのですけれども、先ほどのところでいっても、潜在保育士さんの確保としても、全体、多くなっても28件だと。先ほど、子育て支援を第2子以降3歳未満のところでも、だんだん子供が減っていくと。となりますとね、本当に保育士さんをちゃんと確保できているのか心配なのですけど、山梨県の保育士さんの充足率はどうなっているのでしょうか。足りているのですか。

桜本委員長           どこの部分のことを言っているのですか。

(保育人材確保対策貸付事業費補助金について)

小越委員            この保育人材確保対策貸付事業費補助金、福の34ページ。先ほど話しましたが、潜在保育士さんのところが28件ですけども、ということは保育士さんが今、足りているのかどうかということです。

桜本委員長           先ほどは36ページのことを言って、今度は34ページのことを言うから、混乱します。まずはどこから答えればいいですか。

小越委員 保育士の充足率です。潜在保育士さんのところが153万円となっていますけれども、保育士さんは足りているのかどうかということです。

下條子育て支援課長 平成30年4月時点における本県の待機児童はゼロであることから、保育士は充足していると捉えております。しかし、本年10月から幼児教育の無償化が始まりまして入所者が増加するという可能性もございますし、また、先ほどお話がありましたように希望する保育所に入所できないという声も市町村からお聞きしておりますので、今後におきましても市町村と連携して保育士の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

小越委員 今、保育士さんが足りていると言いましたけれども、実際は違うのではないかと考えています。このところの保育士不足の対応が後手に回っていると思います。

(重度心身障害者医療費貸付事業費について)

次に、福の49ページ。2番の重度心身障害者医療費貸付事業費の貸付事務費等です。2の(2)貸付事務費等945万円ですね。この貸付事務費等、これは具体的にどんなことをやっているのですか。

小澤障害福祉課長 貸付事業費でございますけれども、平成26年11月に重度心身障害者医療費助成制度がそれまでの窓口無料から自動還付方式に変更したところでございまして、その移行に伴いまして医療費の一旦の支払いが必要になるということから、その支払いが困難な受給者の方に医療費を無利子で貸し付けるという制度をスタートさせたところでございます。その貸付金並びにその事務費等でございます。

小越委員 その上の医療費の貸付金は前年度の6,000万円から5,000万円と。前は1億円あったわけですけど、今、5,000万円と半分ですよ。ただ、この貸付事務費等は、貸付の金額が6,000万円から5,000万円に減っているにもかかわらず、貸付事務費等は787万円から945万円とふえているのです。貸付の件数が減るのであれば、貸付事務費は減るはずなのですが、どうして事務費だけふえるのですか。

小澤障害福祉課長 貸付事務費が増加しているということでございますが、確かに平成30年度の予算は780万円でございます。平成31年度は940万円ということでございまして、この原因につきましては、貸付管理システムの機器の更新年に平成31年度が当たるため、その費用が増額になったものでございます。

小越委員 貸付管理システムということは、貸付をして返還してもらい、またはそれから償還がどうなっているかということシステム上でやっていると思うのですが、この貸し付けされている方々の重度心身障害者助成の実績というのは何件ぐらいなのですか。

小澤障害福祉課長 貸付事業の実績でございますけれども、月平均で申し上げますと、決算が済んでおります平成29年度は月当たり141件でございます。

小越委員 141件が多いと見るか少ないと見るかありますけれども、最初は1億円計上したのですよね、貸付のところは。だけど、今、141件と。これを見ますと大分減っていると思うのです。なぜこんなに減っているのでしょうか。そして、この5,000万円に対応できるとお見込みなのですか。

小澤障害福祉課長 貸付制度につきましては、先ほど申しましたように平成26年の11月からスタートをしたところでございますが、創設から4年が経過したところでございます。制度が浸透しまして、計画的な借入れが行われることによりまして徐々にではありますが貸付金額が減ってきている

ということをごさいます、今後につきましても明年度5,000万円の予算でございすけれども、この中で対応できるものと考えております。

佐野健康長寿推進課長 先ほどのリハビリテーション普及促進事業費の予算額の件でございすけれども、25ページにございすのがリハビリテーション普及促進事業費の39万9,000円で、もう一つ、24ページのところの11番にリハビリテーション推進事業費45万円というのがございまして、これは交付金事業の一部対象になったということで、こちらのほうに計上させていただいておりますので、総額とすると昨年並みになるということでございす。

小越委員 もうこれ以上やってもあれですけれども、私は、この重度心身障害者医療費のところの貸付が141件というのは少ないと思います。貸付を利用したくても利用できなくなっている。1億円が5,000万円に減っているわけですね。この問題はやはり重度障害者の方々、9月議会でも質問しましたけれども、借りたくても借りられない、返せない、そういうことが発生しております。そもそもこの予算も今、15億4,800万円ですね、重度心身障害者医療費助成事業費補助金。どんどん減っています。今、重度障害者の方々は一且お金を払わなければならない。この不自由なところをこのまま放置しておくことであり、ここに私は反対いたします。

下條子育て支援課長 先ほどの福の36ページの産休・育休明け保育推進事業費補助金の件でございす。2月補正におきまして当初の1万7,000人の見込みから1万4,600人の見込みへと下方修正させていただいたところとございす。そこで960万円ほど減額補正をお願いしたところとございす。当初から比べますと若干減っておりますが、1万4,600人から比べますと平成31年度は1万6,439人の見込みとしてふえているところとございす。

討論

小越委員 先ほどもお話ししました保育士不足に対する対応が後手に回っていること、そして重度障害者医療費の助成制度、貸付金額が減っていることは貸付の制度を含めて不備があるということです。これについては福祉の後退であり、反対いたします。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※第29号 平成31年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※第38号 平成31年度山梨県国民健康保険特別会計予算

質疑

(分担金及び負担金について)

小越委員 福の106ページ、歳入予算総括表の収入の分ですけれども、今年度は前年度に比べて負担金のところが若干減っているのですが、この負担金の内訳を教えてください。

土屋国保援護課長 負担金の中身につきましては市町村からの納付金、あるいは社会保険診療報酬支払基金からの負担金等がございます。

内容につきましては、今申し上げました市町村納付金、市町村からいただく納付金ですが、266億8,000万円、前期高齢者交付金、65歳から74歳までにかかる方の医療費の部分につきましては236億8,000万円、それと特別高額医療費、これは420万円を超える医療費がかかる場合についてですけれども、こちらのものが6,000万円でございます。

小越委員 大きく分けて納付金と支払金だと思うのですが、でも、比較でいくとマイナスになっているのですよね。市町村からの納付金は減っているのですか、ふえているのですか。どのぐらいの金額があるのでしょうか。

土屋国保援護課長 市町村からの納付金につきましては266億7,860万3,000円となっております、今年度と昨年度の比較では3.9%の増加になっているところでございます。

(保険給付費等普通交付金について)

小越委員 ここはマイナスだけど、市町村から納付金は3.9%ふえているという説明でした。それで、福の110ページに行きますと、保険給付費等普通交付金、国保の医療にかかる部分です、これは若干ではありますけれども、前年度と比べて、国保の医療にかかるお金が減っているのですけれども、でも、市町村からの納付金がふえているというのはどうしてでしょうか。

土屋国保援護課長 この保険給付費等交付金につきましては、国保の被保険者の医療費の支払いに充てるものでございます。国保の医療費につきましては、被保険者の人数の減少に伴って、これにより全体の額としたら減ってくる見込みでございます。

一方、市町村からいただく納付金につきましては、国保の医療費に加えまして後期高齢者に対する支援金や介護納付金の支払いに充てる部分も含まれております。これによりまして、特に後期高齢者の医療費が増加する見込みでございますため、納付金の額もふえているといった次第でございます。

小越委員 国民健康保険に入っていらっしゃる方が減ってくる。医療費も減ってくる。だけど、後期高齢者介護納付金がふえるという話でした。補正予算のときに財政安定化基金で甲府市が2億5,000万円を保険料収納不足のため借りるという話がありました。今度、納付金が値上げをされると、この甲府市の場合は2億5,000万円を追加して、納付金もふえる、それから貸してもらった部分を返さなければならない。となりますと、保険料として集めなければならない金額がふえる。ということは、すなわち国保税が値上げをされてしまうような状況になるのではないかと、思うのですけれども、そのところはどのように把握されていますか。

土屋国保援護課長 県民の皆様方からいただきます保険料につきましては、県からお示いたしました納付金以外に国または県から交付される公費がございます。また、市町村が独自に行います保健事業等に要する経費なども勘案した上で市町村が決定するというようになっておりますので、納付金が上がったからと申しまして、保険料を上げるかどうかの部分につきましては、これらのことを勘案し、市町村が適切に判断するものと考えているところでございます。

小越委員 今、納付金が多くなっても市町村の判断だと言いますが、例えば笛吹市では、この納付金が上がったことも含めて国保税の値上げの条例が出ています。この納付金がこのまま上がっていきますと、国保の方たちは医療費を削減したり、いろいろな努力をしたり、それから国保の人数が減っているにもかかわらずこれまた値上げをされてしまうことであり、この国保の特会に

対して私は反対いたします。

#### 討論

小越委員 先ほど申しましたように、国民健康保険市町村納付金の大幅値上げによりまして、また、甲府市などでは保険料収納の財政不足の安全化基金の返済も含めまして、保険料の大幅値上げを考えている市町村も出ておりますので、この納付金が増額になることについて私は反対いたします。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

### ※請願第30-6号 身体障害者手帳の様式の変更に関する事について

#### 意見

小越委員 採択すべきだと思います。ちょうど今、この委員会が最終年度の最後に入っておりますし、このまま継続審議となりますと廃案、流れてしまうこともあります。プライバシーへの配慮からの身体障害者手帳の変更を求める請願です。東京都などでは氏名、顔写真、手帳番号、等級、旅客鉄道の減額のみ見えるように変えました。プライバシーに配慮いたしまして、障害者名を外から見えないようにすることは障害を持っている方々への対応として適切だと思います。山梨県でも障害者のプライバシーに対応してこの様式の変更を求める、この請願について私は採択すべきだと思います。

杉山委員 身体障害者手帳の様式の変更に関する事について意見を述べさせていただきます。身体障害者手帳の交付にかかわる事務につきましては、法、施行令、施行規則で必要事項を定め、それらに従った事務処理が求められており、本県の身体障害者手帳の様式は身体障害者福祉法施行規則で定められた様式に準じていると承知をしております。現在、国の社会保障審議会障害者部会において、障害者手帳のカード化などについて検討がなされております。したがって、今後の国の動向を注視する必要があることから、採否を留保することが適当であると考えます。

#### 討論

小越委員 採択すべきだと思います。

採決 採決の結果、採否を留保するものと決定した。

### ※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第1号議案「山梨県行政機関等の設置に関する条例等中改正の件」及び第2号議案「山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件」について説明が行われた。

#### 質疑

(災害救済費について)

猪股委員 予算のときに聞けばよかったかもわかりませんが、災害救助費の中で、東日本大震災の関係ですけれど、被災者からの要請があって山梨県でも対応している民間賃貸住宅の現状ですね。ここについてはもう8年もたっておりますからだんだん減ってきているとは思いますが、現状についてはいかがなものでしょうか。

小野福祉保健総務課長 福祉保健部の東日本大震災の対応で所管している部分でございますが、民間賃貸住宅への借り上げに対する応急仮設住宅の供与について事務をしております、これまで福島県にしましては89世帯226人の方が応急仮設住宅から退去をしております。現在では福島県の関係は、3世帯9人の方が仮設住宅に入居しているところでございます。

それから、宮城県につきましては、現在は応急仮設住宅にいらっしゃらないのですけれども、これまで7世帯14人の方が避難をされまして、応急仮設住宅に入居をされていた状況でございます。

(障害者施設の整備について)

杉山委員 2点についてお聞きしたいのですが、まず、障害を持たれている方にいかに自立をしていただくかということ、国を含めてそういう大きな方針の中でいろいろな施策がされているのだと思うのですが、そういう中でグループホームというものがそれぞれの地域、住みなれたところで生活をして自立をしていくということには大変重要なことだと思います。県も障害者関連施設の整備ということで補助金を出されているのですが、現状、山梨県内でグループホームの整備状況がどの程度なのかということと、あわせて今後、グループホームの整備予定とございますか、計画とか、その辺のところはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

小澤障害福祉課長 グループホームのお尋ねでございます。県内におきましては現在、80の施設が稼働しているところでございまして、定員は総数で739人の利用定員がございまして。この共同生活援助につきましては、身体、知的、精神、この3つの障害それぞれ対応しているところでございまして、特に精神の障害をお持ちの方に対しましてグループホームの整備が今、急務となっております、国におきましてもその整備を急いでいるところでございまして。本県におきましてもその点を中心に今、整備を進めようというところでございまして。

今後につきましては、まず先日の補正予算で御審議をいただきました南アルプス市内に建設いたします蒼溪会が、これは精神障害者を対象としましたグループホーム、20人定員でございますが、それを明年度に整備していくことになろうかと思っております。

杉山委員 いずれにしてもグループホームという施設が持つ意味というのは大変重要なことだと思いますし、ニーズがあるからつくるということではなくて、やっぱりそういう施設があって、より自立を進めるという意味合いもあると思います。その辺はしっかり地域の状況を見ながら進めていただければと思います。

(子宮頸がん予防ワクチン接種の健康被害の状況について)

それから、もう1点、子宮頸がんワクチンのことについて教えていただきたいのですが、福の94ページにも接種後の健康被害というところがあって、この中に、因果関係を否定できない疾病についてと、そういう文言がついているのですが、現状、子宮頸がんワクチン後の健康被害についてワクチンとの因果関係というのはどういう状況なのかというのを教えていただきたいと思っております。

下川健康増進課長 子宮頸がんワクチンの副反応の症状につきまして、国でも有識者、学識経験者等による研究を進めておまして、その辺については継続して今も研究中と伺っております。ただ、実際に子宮頸がんワクチンの後、副反応があらわれまして、それに因果関係が否定できないものにつきましては、例えば予防接種法に基づくもの、また、そうでない場合には薬による副反応も賠償する基金によるもの、そういったさまざまな制度で救済の対象として補償を行っているところでございまして。

杉山委員 県としては、そういう否定できない問題点が出て、今、やめているわけですね。いろいろなニュースだとか本によると、WHOなんかも警鐘しているみたいですけども、子宮頸がんワクチンを今、打たないことによる将来的なリスクは甚大なものになるのではないかと警鐘を鳴らしているというような記事も見たのですけれども、当然、国の調査機関だとかそういうところの話になるのでしょうか、例えばほかの都道府県も同じ状況なのでしょうか。ワクチンの接種は今やめているという状況なのか、教えていただきたいと思います。

下川健康増進課長 子宮頸がんワクチンにつきましては、法令上は定期接種ということになっておりますけれども、副反応の問題等ございまして、全国的に接種を勧奨していない、積極的に進めていないという状況が全国的に統一した取り扱いとなっております。

杉山委員 全国的に統一したやり方だということですね。いずれにしても、健康にかかわる話だと思うのですが、当然、全国的な話でしょうけれども、国とも密にして、しっかり対応していただければと思います。

(医師の確保対策について)

早川委員 医師の確保対策についてお伺いをしたいと思います。知事も医師、看護師の確保の対策が重要ということで、なかなか妙手妙案がない中で、本会議では確保計画を策定するという事で答弁があったと思います。一つは、医師の奨学金を免除して本県に導入するという中で、もう一つ、私が常々思っていたのは、お医者さんになってスタートをしたときに、最初に研修医が、臨床研修というのですか、行った病院にそのまま居ついてしまう傾向が見られるので、そこら辺の対策も大切だと思うのです。

そこで、まず初めに、臨床研修先となる病院はシステム的に全国統一で臨床研修医のマッチング制度みたいなものがありますよね。これについて、まずどういうマッチングというか、制度なのか教えてもらいたいのですけども。

井上医務課長 臨床研修マッチング制度というのは、翌年度から臨床研修を始めようとする全ての医学部生と、それから全国全ての臨床研修病院が参加して行われるものでございまして、具体的には学生は希望する研修先の病院を順位づけして、全国機関である医師臨床研修マッチング協議会というところに登録をします。一方で、病院側も採用したい学生というのを順位づけして、その全国協議会に登録をします。その双方の登録結果をもとに各病院の採用定員を踏まえながら、協議会のほうで組み合わせを行っていくという、そういう仕組みでございます。

早川委員 そのマッチング制度をうまく本県が使えればいいと思うのですけれども、実際にこのマッチング制度によって、その結果、具体的に例えば山梨大学の医学部の今年度の卒業予定者のうちに、何名が県内に残って、実際に研修を行うのか、わかったら教えてもらいたいのですけど。

井上医務課長 本年度の卒業予定者で、これは既卒者も含まれるのですけれども、山梨大学の出身者の卒業予定者、既卒者は152名おりました。そのうち62名が県内の臨床研修病院とマッチングしたので、この4月から県内へ勤めることになる予定でございます。この62名は地域枠の入学生が43名、一般枠が19名となっております。

早川委員 60名というのは、まあまあいい結果だと思うのですけど、その中で、受け入れ側として5つの臨床研修病院があると承知しているのですけど、各病院側のマッチング状況はいかがですか。

井上医務課長 それぞれの病院には指導医数ですとか症例数によりまして定員が決まっております。5つあるのですが、山梨大学の医学部附属病院は定員40名に対して40名の採用、県立中央病院は定員17名に対して17名、市立甲府病院が定員6名に対して6名、甲府共立病院が定員8名に対して5名、山梨赤十字病院が定員2名に対して2名でございます。県全体では定員73名に対しま



して70名と、過去最高のマッチ数でございました。

早川委員 先ほど答弁で過去最高とありましたが、逆に、その場合で、150人卒業生、既卒者もいて60名確保されているということですけど、90名が県外に流れていると思います。そこに対するアプローチが必要だと思います。そこが今後、問題だと思うのですが、その確保に対して、どうやってアプローチしていくのかお伺いして質問を終わります。

井上医務課長 まず、医師修学資金の貸与者につきましては、平成24年度の新規貸与者から初期臨床研修というのは必ず山梨県内で受けなさいということを義務づけておりますので、この方々は当然、山梨県内に入ってきます。それ以外の一般卒の学生につきましては、実はほとんどが県外の出身者でございますので、その多くは出身地ですとか都市部に戻って初期臨床をやりたいという思いを持っている方も多くございます。ただ一方で、学生時代に山梨県内の病院で実習ですとか、山梨県の地域で在宅医療を実際にやってもらうというような講義を通じまして、他県の方であっても山梨県内の医療機関に触れ合うというさまざまな機会を設けているところでございます。

また、県内5つの臨床研修病院につきましては、積極的にPRをするために一般卒の学生、県外の学生も含めた合同研修会というものを開催しているところでございます。

(国民健康保険のとめ置きについて)

小越委員 本会議で聞きました国民健康保険のとめ置きについてです。ちょうど4月は国保の切りかえ更新になりますので心配です。本会議のときに、国保のとめ置きが6月現在で約3,000件という答弁がありました。多分、短期保険証というものではないかという答弁がありましたけれども、短期保険証は大体何カ月ぐらい発行されるのですか。6カ月ですか、3カ月ですか、1カ月ですか。

土屋国保援護課長 いわゆる短期の保険証なのですけれども、1カ月、2カ月、3カ月、6カ月の、こういう形のものがあるわけなのですけれども、多くの場合、1カ月と承知しております。

小越委員 1カ月の短期保険証が送られてきたときに、どうしていいか困ってしまうと思います。本会議の答弁のときに、6月現在で3,000件、国保のとめ置きがあると言いました。これはとめ置きというのは短期保険証かもしれませんが、短期保険証を送っているケースもあるし、それすらも送っていないケース、それがとめ置きですよ。そうすると1カ月となりますと、4月に短期保険証を送った。だけど、5月になったらもう期限が切れてしまう。それも含めて3,000件なのですか。それともとめ置きだけが3,000件なのですか。もっと含めると多くなってしまうのではないですか。

土屋国保援護課長 3,000件の内訳でございますけれども、いわゆる保険証が250件でございます。今、話題になっております短期の保険証が2,500件、それと被保険者資格証明書、これが200件でございます。これでおおむね3,000件というところでございます。

小越委員 本会議のときも言いましたけれども、甲府市ではこの中に子供が140人ぐらいいました。この3,000件の中に18歳以下の子供のとめ置きの状況はどのぐらいあるのでしょうか。

土屋国保援護課長 平成30年6月の数値でございますけれども、高校生以下の御家庭の部分につきましては、2,256名でございます。

小越委員 2,256人も子供に保険証が行っていなかった、そうなのですか。

土屋国保援護課長 とめ置きの部分につきましては、市町村のほうで郵送しております。しかしながら、住所変更等、郵便局に届けない場合がございます、このため居所不明ということで返送されてくる場合、また、滞納している被保険者の方に納付相談ということをし市町村のほうで電話なり訪問する

中で行っているわけなのですけれども、この納付相談等に応じていただけず窓口に来ていただけないということになっているところがございます。

小越委員 国民健康保険の中で、せめて子供には全部発行するとなったはずです。子供に保険証がなかったら、例えば学校の修学旅行のときどうしますか。保険証を持ってこいと言われても保険証がないなんて、子供は困りますよ。学校も困ります。子供にだけは少なくとも保険証をしっかりと発行するべきだと指導するべきだと思うのですが、いかがですか。

土屋国保援護課長 市町村によりましては一定期間、お渡しできないものも相当数あると承知しておるわけですが、各市町村につきましてはとめ置きが長期間とならないよう適切に対応しているものと考えております。

また、県が各市町村に訪問指導する中で、技術的助言の場におきまして丁寧に対応するように指導しているところがございます。

小越委員 子供には滞納の責任はないと思います。子供にはせめて保険証がちゃんと行かないと。子供の医療費助成制度もやっていますけど、保険証がないから使えないのですよ、子供の医療費助成制度を。これだけはあってはいけないと思います。

長期にわたるとめ置きは望ましくない、今、答弁がありましたけど、長期にわたるといのは、どのぐらいのことを言っているのですか。3カ月、6カ月、1カ月。長期にわたるのは望ましくないとは、どのぐらいのことを言っているのですか。

土屋国保援護課長 長期という定義は国のほうでも特にございませんので、1カ月を超えるものと考えていいのではないかと思います。

小越委員 甲府市の場合は6カ月ぐらい、9月ぐらいまでずっと保険証がなかった子供が140人もいたのですよ。そんなこと放置しておいていいわけじゃないですよ。長期にわたるといのは1カ月と言いましたよね。少なくとも長期にわたるのは望ましくない、1カ月を超えて保険証が手元にないという事態がないようにするべきです。それには国保料を下げる必要があるということを申し述べてこれで終わりにしておきます。

その他 ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

教育厚生委員長 桜本 広樹